

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）の一部改正（案） に対する意見書

2005年8月26日
日本弁護士連合会

金融庁が本年8月12日付で公表し、意見募集を行っている貸金業関係の「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正について、当連合会は次のとおり意見を述べる。

第1 ガイドライン改正に対する意見

「貸金業者が取引履歴の開示義務があり、正当な理由に基づく開示請求を拒否した場合には行政処分の対象となり得ることを明確化する」との改正の趣旨には賛成である。

しかし、「取引履歴の開示が求められた際の本人確認の手続」に関し、金融機関等による顧客等の本人確認及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（以下「本人確認法」という。）が規定する確認方法を要求するのは、正当ではない。

むしろ、取引履歴の開示を求めることは顧客等の権利であって、本人確認の手続に伴う負担が顧客等（超過利息を元本充当すれば過払いになっている状態の者も含む）による開示請求権の行使を妨げることのないよう、貸金業者に対して注意を喚起すべきである。

第2 改正案の内容に対する意見

1 貸金業者の取引履歴開示義務の明確化

本年7月19日、最高裁判所は、貸金業者が「貸金業法の適用を受ける金銭消費貸借契約の付随義務として、信義則上、保存している業務帳簿に基づいて取引履歴を開示すべき義務を負う」との判断を示した（最高裁判所第三小法廷平成17年7月19日判決）。

この最高裁判決を受けて、金融庁がこのたびガイドラインを改正して貸金業者が取引履歴開示義務に違反して開示請求を拒否した場合には行政処分の対象となり得ることを明確化することは、まことに時宜に適った措置である。

ただし、上記の最高裁判決は、債務者が債務内容を正確に把握出来ない場合には、「弁済計画を立てることが困難になったり、過払金があるのにその返還を請求できないばかりか、更に弁済を求められてこれに応ずることを余儀なくされるなど、大きな不利益を被る」ことなどに鑑みて、取引履歴開示義務が存在するとの結論を導いている。

そうである以上、一部改正（案）のうち、事務ガイドライン3-2-2にいう取引履歴開示請求の「正当な理由」として「弁済計画の策定、債務整理」だけを例示し、「過払金の返還請求」について殊更に言及を避けているのは、不適切である。「過払金の返還請求」も、取引履歴開示請求の正当理由のう

ちに含まれることを明記すべきである。

2 取引履歴開示請求の際の本人確認手続きの明確化について

顧客等自身が開示請求をする場合

イ 本人確認法は、テロ及び組織犯罪等の悪質な犯罪行為に対する資金提供のために金融機関等の預金口座が不正利用されることを防止する（同法1条）目的で、厳格な本人確認の手続を定めた。

しかし、取引履歴開示請求や過払金返還請求が「テロ及び組織犯罪等の悪質な犯罪行為に対する資金提供のために」悪用されているという社会的な事実は、およそ存在していない。

従って、規制の目的・対象がまったく異なる「本人確認法」の定める確認方法を持ち込むことは、誤りであるといわざるを得ない。

ロ 他方、貸金業者が本人確認を十分に行わず取引履歴を第三者に開示して過払金を払ってしまい、これがために顧客等以外の権利が侵害されているというような弊害は、起こる余地もないことである。金融機関が保有する顧客情報が大量に盗まれるという近時多発するトラブルとも別問題であることはいうまでもない。従って、現在必要なのは、取引履歴開示に応じる際の本人確認手続の「厳格化」ではない。

現在起きているトラブルは、ごく一部の貸金業者が、「個人情報保護法に基づく本人確認手続」に名を借りて、自らが一方的に定めた確認手続に応じなければ取引履歴開示ができないとして開示を拒否する口実にしようとしている、ということである。

ハ 個人情報保護法は、個人情報取扱事業者が本人からの保有個人データの開示の求めに応ずる手続を定めることができる（同法25条1項、29条1項・3項・4項）とするが、「他の法令の規定により開示することとされている場合」（同法25条3項）を除外している。しかるに前掲最高裁判決は、取引履歴開示義務の法的根拠が信義則（民法1条2項）にあることを明らかにした。従って、個人情報保護法25条3項により、貸金業者が定めた本人確認の手続によって顧客等を一方的に拘束することはできず、この手続に応じないことをもって取引履歴開示請求を拒む正当理由とすることはできない。

ニ なお個人情報保護法は、同法に基づき個人情報取扱事業者が開示等の求めに応じる手続を定め得る場合についても、「本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない」（同法29条4項）と定めている。個人情報保護法の存在が、自己に関する情報にアクセスする個人の権利を阻害する結果を招いてしまうのでは、本末転倒だからである。

ホ 従って、現在必要なのは、取引履歴の開示請求権は顧客等の権利であって、本人確認手続を取引履歴開示を回避するための口実として利用してはならないことを「明確化」することである。そこで、顧客等からの取引履歴開示請求に応じる場合の本人確認の手続については、「顧客等に過重な負担を課することのないよう留意すべきこと」を明記すべきで

ある。

顧客等の代理人弁護士が開示請求をする場合

イ 債務整理の実務においては、「債務者が債務の処理を弁護士に委託した旨の弁護士からの書面による通知」(貸金業規制法21条1項6号参照。以下、「受任通知書」という)が、債務者の代理人であることの十分かつ適切な確認資料である、とされてきた。実際、多くの貸金業者は、個人情報保護法が施行された現在においても、弁護士が作成名義人である「受任通知書」の送付をもって代理権確認の方法とすることを、従前通り異議なく認めている。

弁護士に依頼する多重債務者は一日も早く受任通知書を送付して、貸金業者からの直接の取立行為がない状態にする必要に迫られていることがほとんどであり、受任通知書の送付による実効性の発揮は極めて重要である。

弁護士名の「受任通知書」を信頼したために貸金業者が不正な開示請求に応じてしまったというトラブルが現に多発しているわけでもない。あたかも弁護士と顧客等との委任関係の存在が疑われる状況が広く存在していることを前提とするかのように、厳格な手続を課するのは正当ではない。

ロ 万一弁護士が、受任通知書で自らの氏名を明らかにした上で自ら不正な開示請求などを行ったりすれば、弁護士職務基本規程違反行為として懲戒処分を受けるという重大な不利益を受けることになるのである。

受任通知書に記名のある弁護士が本物の弁護士であるかどうかは、当連合会のホームページの「弁護士情報検索」によって確認することができる。架空の二世「弁護士」であれば、「該当情報が検索できない」として、直ちに明らかになる。実在の弁護士名を騙る第三者による不正請求の場合であっても、その者が表示する虚偽の事務所名や所在地を入力して検索すると、同様に「該当情報が検索できない」結果となる。

ハ もしも顧客等が、代理人弁護士に対し、原本提示のため印鑑証明書・戸籍謄本・住民票の記載事項証明書等の原本を預けるか、または委任状に捺印する印鑑についての印鑑証明書を渡しておかなければならないとすれば、当然それらの申請費用と手間が必要になる。債務整理を必要とする多重債務者はそもそも経済的に困窮している状態にあり、このような書類の入手手続などに不慣れであることが多い。このため、それらの費用負担が履歴開示請求の意思を挫くことにもなりかねない。また債権者数に応じて何枚もの委任状に署名を求めるのは、迅速な事務処理が必要とされる債務整理の実情に合わない。

二 以上により、弁護士が代理人として開示請求する場合については、「債務者が債務の処理を弁護士に委託した旨の弁護士からの書面による通知(FAXを含む)により十分かつ適切である」と例示すべきである。

以上